

佐賀県「週休2日試行工事」実施要領

1. 目的

将来にわたり、社会資本の整備を安定的に継続していくためには、建設産業における担い手の確保、育成が重要な課題となっており、建設産業における労働環境の改善が求められている。

このため、佐賀県では、労働環境改善の取組みの一環として『佐賀県「週休2日試行工事」実施要領』（以下「要領」という。）を定め、建設産業における週休2日への取組みの促進を図ることとする。

2. 週休2日試行工事の種類

週休2日試行工事は、次のいずれかの方式とする。なお、建設産業における週休2日への取組みを広く周知するため、現場閉所による週休2日を基本とする。

(1) 現場閉所による週休2日「週休2日試行工事（現場閉所）」

対象期間内において、現場閉所を行い4週8休以上の休日を確保する取組みをいう。

現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(2) 交替制による週休2日「週休2日試行工事（交替制）」

現場閉所による週休2日の実施が困難な場合で、対象期間内において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組みをいう。

いずれの方式も対象期間全体を通して4週8休以上の休日を確保するものであるが、建設業の労働環境改善を推進する観点から、受注者は1箇月毎に4週8休以上の休日が確保できるように努めるものとする。

3. 現場閉所による週休2日

3.1 対象工事

対象工事は、県土整備部、農林水産部及び地域交流部が発注する工事とし、特記仕様書に「週休2日試行工事（現場閉所）」であることを明示する。

ただし、以下の工事は本要領の対象外とする。

- ・ 竣工時期や作業時間の制約が厳しい工事（出水期における河川区域内工事等）
- ・ 緊急を要する工事（災害復旧における応急工事等） ※災害の本復旧工事は週休2日の対象とする
- ・ その他発注者が指定する工事

また、以下の工事は別途要領によるものとし、本要領の対象外とする。

- ・港湾工事
- ・漁港漁場関係工事
- ・空港土木工事
- ・営繕工事

3.2 対象期間

工事着手日（着工届に記載の日）から工事完成日（完成通知書に記載の日）までの期間とする。ただし、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は、対象期間及び休日に含めない。

降雨、降雪の天候不良等により現場閉所とした場合は、週休2日の休日に振替えることができる。また、日曜日は原則休日とする。

3.3 現場閉所率

現場閉所率とは、対象期間内に現場閉所した割合をいう。

4週6休	現場閉所率21.4%以上、25.0%未満
4週7休	現場閉所率25.0%以上、28.5%未満
4週8休	現場閉所率28.5%以上

3.4 実施内容

(1) 受注者による意思表示

受注者は、施工計画書提出の前までに、週休2日の実施に関する工事打合せ簿を監督員に提出するものとする。

(2) 計画工程表の提出

受注者は、施工計画書提出時に従事期間、休日数及び現場閉所率等が確認できる計画工程表（様式は任意）を監督員へ提出するものとする。

また、追加工事等に伴い工期が変更となる場合は、その都度、週休2日取得が確認できる変更計画工程表（任意様式）を監督員へ提出しなければならない。

(3) 実施報告

受注者は、現場閉所率を確認できる実施工程表（任意様式）を月毎に取りまとめ、翌月監督員へ提出するものとする。

また、監督員の指示により既存資料（作業日報、出勤簿等）の提示を求められた場合は、監督員の確認作業に協力しなければならない。

(4) 変更協議

降雨、降雪の天候不良等により現場閉所とした場合や、工事工程の都合により予定している休日に作業を行う必要が生じた場合は、振替日について監督員へ報告をしなければならない。

また、以下のような受注者の責によらないと判断できる場合で、休日（振替日を含む）に作業を行う場合は、休日若しくは休日の振替を選択できることとし、選択結果は監督員へ作業日以降に報告するものとする。

- ・発注者が作業等を要請した場合。
- ・現場内で災害又は第三者による事故等が発生し、早急な対応を必要とする場合。
- ・周辺住民等からの苦情、危険防止等の緊急を要する作業が必要な場合。

(5) 工事看板等による表示

「週休2日試行工事（現場閉所）」であることを記載した工事看板等を設置するものとする。

(6) 監督員の対応

- ・週休2日の実施にあたり、日々の残業が大幅に増えないよう事前に指導しなければならない。
- ・緊急時等やむを得ない場合を除き、休日中の作業が発生するような指示を行ってはならない。
- ・受注者から提出された実施工程表により、現場閉所の状況を確認しなければならない。
- ・受注者の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

3.5 積算方法等

(1) 補正係数

補正の対象となる職種は、公共工事設計労務（51職種）、機械設備据付工、電気通信設備技術者、電気通信設備技術員及び船団長とする。

対象期間内の現場閉所状況に応じて、下表のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。また、市場単価は別紙1の補正係数を乗じるものとする。

なお、労務費分が明らかとなっていない市場単価等については、補正の対象としない。

【農業土木工事】

補正係数区分	4週6休	4週7休	4週8休
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費	1.02	1.03	1.04
現場管理費	1.05	1.07	1.09

【その他の土木工事】

補正係数区分	4週6休	4週7休	4週8休
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費	1.02	1.03	1.04
現場管理費	1.03	1.04	1.06

(2) 補正方法

予定価格の算定は、4週8休に係る補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、現場閉所率の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、達成状況に応じて補正分を減額変更するものとする。

3.6 工事成績評定

週休2日を達成できた場合は、工事成績評定において、下表により休日の実績に応じて評価を行う。

なお、週休2日を達成できなかったことによる減点は行わない。

評価者	4週6休 4週7休	4週8休	4週8休 (完全週休2日※)
一般監督員	工程管理(2項目)	工程管理(2項目)	工程管理(2項目) 創意工夫(1項目)
総括監督員	—	工程管理(2項目)	工程管理(2項目)

※土日閉所の計画工程表により実施。ただし、4週に1回の振替は可能とする。

3.7 証明書の発行

週休2日を実施した工事について、監督員は受注者に対して完成検査後に「週休2日実施証明書」(別紙2)を発行するものとする。

4. 交替制による週休2日

4.1 対象工事

対象工事は、県土整備部、農林水産部及び地域交流部が発注する以下の工事とし、特記仕様書に「週休2日試行工事(交替制)」であることを明示する。

- ・道路、河川等の公共性のある施設の維持管理等のように緊急性が高く、休日(土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇)に作業が必要な工事。
- ・社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事。
- ・その他発注者が指定する工事。

ただし、以下の工事については、本要領の対象外とする。

- ・港湾工事
- ・漁港漁場関係工事
- ・空港土木工事
- ・営繕工事

4.2 対象者

当該工事の元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分のみ）で、公共工事設計労務（51職種）、機械設備据付工、電気通信設備技術者、電気通信設備技術員及び船団長に該当する全ての技術者、技能労働者及び現場代理人を対象とする。

ただし、休日率が50%以上となる技術者及び技能労働者は、当該工事に一時的に従事した者とみなし、平均休日率の算定から除外する。

また、測量業者、資材業者、警備業者、運搬業者等は対象外とする。

4.3 対象期間

工事着手日（着工届に記載の日）から工事完成日（完成通知書に記載の日）までの期間とする。ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は、対象期間及び休日数に含めない。

下請けについては、施工体制台帳上の工期とする。

降雨、降雪の天候不良等により休日とした場合は、週休2日の休日数に含めるものとする。

4.4 平均休日率

(1) 平均休日率

平均休日率とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合をいう。

4週6休	平均休日率21.4%以上、25.0%未満
4週7休	平均休日率25.0%以上、28.5%未満
4週8休	平均休日率28.5%以上

(2) 算定方法

- ・休日率 = 対象期間内の各人の休日数 / 対象期間
- ・平均休日率 = 対象者の休日率の合計 / 対象者数

4.5 実施内容

(1) 受注者による意思表示

受注者は、「交替制」あるいは「現場閉所」による週休2日のいずれかを希望することができる。

受注者は、施工計画書提出の前までに、週休2日の実施に関する工事打合せ簿を監督員に提出するものとする。

(2) 計画休日取得表の提出

受注者は、施工計画書提出時に作業日数、休日数及び休日率等が確認できる計画休日取得表（様式は任意）を監督員へ提出するものとする。

また、追加工事等に伴い工期が変更となる場合は、その都度、週休2日取得が確認できる変更休日取得表（任意様式）を監督員へ提出しなければならない。

(3) 実施報告

受注者は、休日率を確認できる休日取得表（任意様式）を月毎に取りまとめ、翌月監督員へ提出するものとする。

また、監督員の指示により既存資料（休日実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）の提示を求められた場合は、監督員の確認作業に協力しなければならない。

(4) 変更協議

降雨、降雪の天候不良等により休日とした場合や、工事工程の都合により予定している休日に作業を行う必要が生じた場合は、振替日について監督員へ報告をしなければならない。

また、以下のような受注者の責によらないと判断できる場合で、休日（振替日を含む）に作業を行う場合は、休日若しくは休日の振替を選択できることとし、選択結果は監督員へ作業日以降に報告するものとする。

- ・発注者が作業等を要請した場合。
- ・現場内で災害又は第三者による事故等が発生し、早急な対応を必要とする場合。
- ・周辺住民等からの苦情、危険防止等の緊急を要する作業が必要な場合。

(5) 工事看板等による表示

「週休2日試行工事（交替制）」であることを記載した工事看板等を設置するものとする。

(6) 監督員の対応

- ・週休2日の実施にあたり、日々の残業が大幅に増えないよう事前に指導しなければならない。
- ・緊急時等やむを得ない場合を除き、休日中の作業が発生するような指示を行ってはならない。
- ・受注者から提出された休日取得表により、休日の取得状況を確認しなければならない。

- ・受注者の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取組むものとする。

4.6 積算方法等

(1) 補正係数

補正の対象となる職種は、公共工事設計労務（51職種）、機械設備据付工、電気通信設備技術者、電気通信設備技術員及び船団長とする。

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日取得状況に応じて、下表のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。なお、市場単価の補正は行わない。

補正係数区分	4週6休	4週7休	4週8休
労務費	1.01	1.03	1.05
現場管理費	1.01	1.02	1.03

(2) 補正方法

予定価格の算定は、4週8休に係る補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、平均休日率の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、達成状況に応じて補正分を減額変更するものとする。

4.7 工事成績評定

週休2日を達成できた場合は、工事成績評定において、下表により休日の実績に応じて評価を行う。

なお、週休2日を達成できなかったことによる減点は行わない。

評価者	4週6休 4週7休	4週8休
	一般監督員	工程管理(2項目)
総括監督員	—	工程管理(2項目)

4.8 証明書の発行

週休2日を実施した工事について、監督員は受注者に対して完成検査後に「週休2日実施証明書」（別紙2）を発行するものとする。

附則

平成31年3月8日に制定

令和元年7月30日に一部改正

※労務費・機械経費（賃料）の補正を追加適用

令和元年10月30日に一部改正

※対象工事の拡大（農林水産部追記）

令和2年4月1日に一部改正

※対象工事の拡大

※祝祭日を週休2日の休日としてカウント

※共通仮設費と現場管理費の補正係数を一部改正

※週休2日実施証明書の発行

令和3年7月30日に一部改正

※市場単価を補正対象に追加

令和4年4月1日に一部改正

※積算方法の変更

令和4年7月30日に一部改正

※農業土木工事について、共通仮設費と現場管理費の補正係数を改正

令和5年7月30日に一部改正

※交替制による週休2日の追加、農業土木工事の補正係数の改正

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01

成工認定通知と一緒に
番号とする。

(別紙 2)

〇〇〇第 号
令和〇〇年〇月〇日

受注者
〇〇〇〇〇 様

〇〇事務所長 印

週休 2 日実施証明書

下記工事について、週休 2 日の実施を証明する。

工 事 名 : 〇〇〇〇第000号 〇〇〇工事
工 期 : 令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日
完 成 年 月 日 : 令和〇〇年〇月〇日

週休 2 日実施内容（実施した内容に、■を附している）

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 4 週 8 休（現場閉所）を達成した。 | <input type="checkbox"/> 4 週 8 休（交替制）を達成した。 |
| <input type="checkbox"/> 4 週 7 休（現場閉所）を達成した。 | <input type="checkbox"/> 4 週 7 休（交替制）を達成した。 |
| <input type="checkbox"/> 4 週 6 休（現場閉所）を達成した。 | <input type="checkbox"/> 4 週 6 休（交替制）を達成した。 |

<週休 2 日実施証明書の発行までの手順>

- ①完成検査後、工務担当で証明書の内容を記載し、工事庶務担当に渡す。
- ②工事庶務担当から成工認定通知と一緒に受注者に証明書を発行する。